

# 第二百一回国会 原子力問題調査特別委員会議録 第四号

令和二年六月十六日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 江渡 聰徳君	政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 千原 由幸君
理事 伊藤 忠彦君	政府参考人 (経済産業省大臣官房福島 須藤 治君)
理事 中村 裕之君	政府参考人 (経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長) 復興推進グループ長
理事 松野 博一君	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
理事 斎木 武志君	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
井林 辰憲君	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
泉田 裕彦君	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
城内 実君	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
根本 幸典君	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
福山 守君	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
古田 圭一君	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
堀井 学君	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
宗清 皇一君	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
築 和生君	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
浅野 哲君	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
田嶋 要君	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
高木美智代君	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
足立 康史君	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
政府特別補佐人 (原子力規制委員会委員長)	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
経済産業副大臣	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
政府参考人 (内閣府大臣官房審議官)	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
政府参考人 (復興庁統括官)	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智
小山 智君	政府参考人 (資源エネルギー庁官房資源エネルギー政策統括官) 小山智

原子力問題に関する件

○江渡委員長 これより会議を開きます。  
原子力問題に関する件について調査を進めます。

す。

この際、お諮りいたします。  
本件調査のため、本日、政府参考人として内閣

府大臣官房審議官佐藤暁君、復興庁統括官小山智

君、文部科学省大臣官房審議官千原由幸君、経済

産業省大臣官房福島復興推進グループ長須藤治

君、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務

局長佐藤悦緒君、資源エネルギー庁長官官房資源

エネルギー政策統括調整官賀道崇文君、資源エネ

ルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君及び環境

省環境再生・資源循環局次長森山誠一君の出席を

求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○江渡委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのようく決しました。

○江渡委員長 質疑の申出がありますので、順次  
これを許します。大西英男君。

○大西(英)委員 おはようございます。自民党的

大西英男でございます。

質問の機会を与えていただきまして、ありがと  
うございます。しかも、与党質問としては異例の

四十分ものお時間を頂戴をいたしまして、大変心

強く思つてゐる次第でございます。

また、江渡委員長を始め理事の皆様におかれま  
しては、先週、本来はこの委員会が開催される予

定でございましたが、きょうに延びたわけでござ  
いまして、この間のいわれのなき御努力に心から

感謝を申し上げる次第でございます。

同日	谷川 とむ君	古田 圭一君	福山 守君	小池 章子君
同日	富樫 博之君	宮澤 博行君	谷川 とむ君	福山 守君
同日	根本 幸典君	宮澤 博行君	根本 幸典君	谷川 とむ君
同日	藤井比早之君	宮澤 博行君	藤井比早之君	古田 圭一君
同日	藤井比早之君	宮澤 博行君	古田 圭一君	福山 守君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

まず、私は、ALPS処理水の問題についてお聞かせをいただきたいと思います。

これは、過日の委員会においても、我が党の古

田議員、公明党の岡本議員からも質問があつたわ

けでございます。それだけ、今、福島原発の最終

的な処理、それこそ廃炉にとつて大事な課題では

ないかと思うわけでありまして、この処理水問題

が解決しない限り、最終的な福島原発の復興であ

る廃炉作業に臨めないという、そうした実情であ

ります。

これにつきまして、まず最初に、この処理水の現状について伺いたいと思います。

○須藤政府参考人 お答えをいたします。

まず、ALPS処理水のタンクの容量について

でござりますけれども、ことしの末までに約百三

十七万立米を確保する計画となつております。現

在の貯水量でござりますけれども、約百二十一万

立米でござります。

なお、現行のタンクの容量は、二〇一二年の夏

ごろには満杯となる見込みでござります。

○大西(英)委員 今日まで、この処理水につきま

しては、さまざま試行錯誤を積み重ねながら、

東電の努力には心から敬意を表していただきたいと思

うんですね。

最初は、汚染水がどんどん流れてしまつたわけ

でござりますし、台風なんかが来た後は大変な水

量が海に流れ込んでしまつたわけであります。

それについて、あらゆる科学的な知見を結集して

現在の処理方式を確立して、今日まで来ているわ

けであります。

考えてみますと、この九年前、九年ちょうど三

ヶ月ぐらいになるんでしようかね、未曾有の災害

に襲われました。今までの我が日本の原子力に関

する知見をはるかに超える大災害であったわけで

あります。それからの九年間、それぞれの関係

のものを含めて三基、稼働しているのは台山という中國の一基だけだと思いますけれども、最新型の発電所の防護措置の一つとして採用されているのです。しかしながら、ある衝撃やある脅威に對してどのように設計で対処すべきかと、いうディテールは、これは申請者自身が設計において対処するもので、二重格納容器もその対処の一つでありますので、必ずしも二重格納容器のみを絶対とするような、スベックを強制するような規制を行つてゐるわけではございません。

○本多委員 今後とも、しっかりと議論を続けたいと思います。終わります。

○江渡委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党的藤野保史です。

昨日、河野防衛大臣が、イージス・アショアの配備計画の停止を発表されまして、私も大変、これは住民の反対の声、そして参議院選挙での審議までの結果だというふうに思つております。本当に、国民世論の力だというふうに思うわけあります。同時に、政治的決断も、やはりこうした大きな事業をとめるわけですね。ですから、大変そういう意味でも大きな動きだと思つております。

同時に、今回の決断の検証もやはり國民の代表機関である国会で行わないといけないわけで、国会の閉会ではなくて、国会の延長も強く求めたいと思っております。

その上で、今ほど本多委員、宮川委員、そして伊佐委員からも質問がありましたが、私からも、六ヶ所そしてブルトニウム問題についてお聞きをしたいと思っております。

原子力規制委員会は、五月十三日に、青森県の六ヶ所村の再処理工場事業変更許可申請について、規制基準に適合しているという審査書案をまとめられているわけです。

配付資料の一を見ていたいんですが、この審査書案の中で、十四ページに、規制委員会は、先ほど来出ているんですが、今回の再処理事

業変更許可とエネルギー基本計画との整合性を含め、経済産業大臣に意見を求めております。これは異例のことであります。今まで私も、審査書案、毎回毎回見てきましたけれども、こういう、エネルギー基本計画との整合性を求めるという意

見聴取は初めてだというふうに認識をしておりました。これに對して、六月九日に経産大臣から、同計画と整合しているという、非常に木で鼻をく

くつたような回答が來ているわけですね。それも、これに對して、六月九日に経産大臣から、同計画と整合しているというふうに認識をしておりま

す。それも、それも、率直に単純に、なぜ今回今までの原発ではやつてこなかつたエネルギー基本計画との整合性について意見聴取を求

められたんでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

従来、これまでにも原子力発電所に対しても幾つかの判断をしてまいりましたけれども、今回の

日本原燃再処理施設の事業変更許可申請の処分に係る判断というものは、原子力規制委員会発足後初めてと言つていい大きな核燃料サイクルにかかる施設に係る判断であります。そのため、経済産業大臣への意見聴取では、初めての許可判断となることから、この申請とエネルギー基本計画との整合性を含めて、改めて意見を求めたところでござります。

○藤野委員 初めてということなんですか

が、先ほど、本多委員に対しての答弁で、要するに、六ヶ所村の場合、事故時のリスクではなくて通常時のリスクがあるんだという答弁をされておりました。

ここで言う通常時のリスクというのは、具体的にどのようなリスクなんでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

先生御承知だと思いますけれども、リスクは、与える被害に確率を掛けたという形でリスクを表記いたしますけれども、事故の際には、予期せぬ

非常に多くの放射性物質を環境へ放出してしまうことがあります。その放出量は大きなものであるか

わりに、発生確率は小さなものです。一方、再処理施設の場合は、通常時も燃料の切断を行いますので、通常時も一定量の放射性廃棄物の放出を統けています。そして確率は一であります。

したがいまして、再処理施設のそれぞれの状況におけるリスクを考えると、事故のときのリスクよりも相対的に通常時のリスクというのが再処理施設は大きくなるという特徴を持つている。この特徴こそが正当化の判断の上で重要な要素である

うというふうに考えた。

したがつて、こういった施設の判断に当たっては、その前提として正当化がなされているということを確認しておく必要があるというふうに考

えたものであります。

○藤野委員 そうすると、わざわざエネルギー基

本計画まで行く必要は私はないと思うんです。今

回のエネルギー基本計画の大きな特徴は、ブルトニウム削減するということが初めて書き込まれたということなんですね。

今回審査の対象になつていてる再処理工場とい

うのは、まさにブルトニウム製造工場ともいいうべき、先ほど切断のお話がありました、それも確かにリスクだと思います。しかし、今回、切断し

て、さまざま再処理過程を通じてブルトニウムが出てくるというのがほかの原発とは根本的に違

うところなんですね。

今回改定されてからエネルギー基本計画で新たに書き込まれた部分というのは、ブルトニウムは要するに削減していくんだという大きな方向性

が、政府としてもエネルギー基本計画に書き込んで大きな一番の違いなんですね。

ですから、なぜ今回あえて、審査書案の中で、エネルギー基本計画との関係で整合性を意見聴取

達治郎氏がこう言つてます、まさに六ヶ所が動いたときのリスクとして、いわゆる使用済み燃料の毒性は仮に減つたとしても、再処理を通じて、毒性のある高いもの、ブルトニウムとい

うの取り出したブルトニウムのリスクまで考えないとリスクの評価にならないというふうに。こうおっしゃつてますけれども、事故の際には、予期せぬ

ことが、エネルギー基本計画で新たに書き込まれたブルトニウム、このブルトニウムが発生するという

ルが、矛盾するのではないか、整合するのか、こ

ういう問い合わせたんですか。

○先ほど御答弁差し上げた際に申し上げましたけれども、一つの意図は、正当化が原子力規制委員会のもとで行われているものではないかというよ

うな誤解は非常に多く受けます、私たち。

そういう意味で、正当化は政府の高いレベルにおいてあらかじめなされているものに対しても私たちは規制を行つているんだ。この正当化をきちんと私たちの外でなされているということを確認をするべきだというのは、今回特に大きな再処理施設の審査があつたので行われた。その正当化を求める際に、政策にかかわるディテールについて私は、委員長が認識をしていたわけではありません。

私たちが認識をしていたわけではありません。また、ちなみに、ブルトニウムの保有量に関しても原子力委員会が責任を持つて監視をするといふことを承知しております。

○藤野委員 私は、委員長がリスクという言葉をあえて使われ、先ほど来指摘があるように、リスクという言葉を使われているんですね。これはやはり突き詰めるべき問題であつて、六ヶ所におけるリスクとは何なのか。いみじくも通常時とおっしゃいましたけれども、通常動いていたらブルトニウムが出てくるのがほかの原発とは根本的に違

うところなんですね。

そこで、紹介したいのは、二〇一八年十二月七日

日の当委員会で、アドバイザリー・ボードの鈴木達治郎氏がこう言つてます、まさに六ヶ所

が、政府としてもエネルギー基本計画に書き込ん

だ大きな一番の違いなんですね。

ですから、なぜ今回あえて、審査書案の中で、エネルギー基本計画との関係で整合性を意見聴取

されたのかというと、そういう何か、放射能が漏れるとかそういうオペレーションの話ではなくて、それが通常に動いたとしても必ず出てくるブルトニウム、このブルトニウムが発生するという

ことが、エネルギー基本計画で新たに書き込まれたブルトニウムを減らしていくというこのベクトル。

ですから、まさに六ヶ所をめぐつてこういうア

ドバイザリーの指摘があるわけで、私は、六ヶ所

をめぐるリスクというのは、まさに取り出したปลルトニウムのリスクというところまで考えないと  
れ、そして、その五ページ後に意見聴取をされ  
ているわけです。

経産省にもお聞きしたいんですが、まずちょつと確認したいんですけども、何が聞かれたと

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

評価にならないと思うんです。当然、委員長はそ  
こも考えていらっしゃるんじやないですか。

思つてゐるんでしようか。  
○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

ランスに関して、「利用目的のないブルトニウムは持たない」との原則を堅持するとともに、政府

○更田政府特別補佐人　リスクといつ言葉の定義によりますけれども、私が先ほど使つたリスクといふのは、いわゆる人の健康であるとか環境に対する影響という意味でのリスクを使つております。

ですから、やはり、率直に言つて、その再処理工場が稼働すればプルトニウムがふえる、このあえるという事態が、原子力委員会の基本的考え方で、言つているようなプルトニウムを減少させるといふことと矛盾するんじゃないですか、整合していくんですか、そこの整合性をお尋ねになつたんじやないです。

忘つてゐるんでしょうか。  
○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。  
原子炉等規制法第七十一条第二項に基づきまして、原子力委員会から意見聴取において、六ヶ所再処理工場における事業変更許可に関する申請とエネルギー基本計画との整合性などを含めて意見を求められたというよう考へござります。

ラヌスに関して、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を堅持するとともに、政府は原子力事業者に対して、この原則を認識したうえで再処理事業を実施するよう指導し、仮にこの方針に反する再処理等事業の実施中期計画を認可されれば、法人が策定した場合には、経済産業大臣はこれを認めないとすること。」ということになつてござります。

クであるとか経済上のリスクであるとか、さまざまなものリスクという使われ方をするだろうと思いま  
すが、ブルトニウムの量があえることが安全に対  
するインパクトを持つといった意味でそのリスク  
を認識していたわけではございません。

○藤野委員 だったら、何でこんな文書を添付す  
れからエネルギー基本計画との間の関係において、この点を問題にして経済産業大臣に対する諮問の中にその確認を求めたものではありません。

部分の整合性だと。私は、今ずっと言っていますけれども、プルトニウムがふえるじゃないかと。はかの原発ではあり得ないことなんです。再処理工場だからあり得るんです。そのことが、エネルギー問題で盛り込んだプルトニウムを

○藤野委員 まさにそうなんですね。  
ですから、実は、この再処理拠出金の法案そのものには、ブルトニウムバランスという言葉は一言も出てこなかつた、含まれていなんですね。それを、審議を通じて、さまざまな指摘がある中

○藤野委員 そうだとすると、原子力にかかわる、ましてやその審査を担当する、そして審査を担当する長としてリスクを口にする際に、ほかの原発と違つてこの再処理工場の大きなリスクに対して、プルトニウムをどうするんだというのがあるわけですね。これをリスクと捉えない、このこと自身が私は、いや、私は違うと思うんです、リスクと捉えていらっしゃると当然思つて、だからこそ意見聴取という今までの原発でやつてこなかつたことをやられる。委員長として当然のことやられたと私は思つて、だからこそリスクの中身を今聞いています。

私は、率直に言つて、こういう論の立て方といいますか、審査の際に、これはリスクだと捉えて、ちゃんと整合性があるのかと問うのは、これは、結果は確かに経産省の答えはもう既に出ていましたけれども、非常に木で鼻をくくっているんですが、しかし、その問い合わせをされたということは、自身は決して無駄ではないし、審査に当たって大事なポイントだというふうに私も思うんです。まさにそれをリスクと捉える多くの国民がいるわけですから、そういうことをしつかりと規制委員会がやつてているということなのかなと思つて今回お

減らしていく、この部分と整合するのか、こういう問い合わせだとして、この六月九日の回答があつたくらうか。

でこうやって附帯決議に盛り込まれたという経緯があります。

今回の計画というのは、この附帯決議の趣旨からすると、まさにブルトニウムバランスを崩すものになるんじゃないですか。

○村瀬政府参考人 そのようなことはないと考えています。

もう一つ御紹介したいのは、わざわざ委員長は、委員長というか規制委員会は、配付資料の二ですけれども、原子力委員会決定まで添付されていますね、この審査書に。「我が国における plutonium 利用の基本的な考え方」これも審査書についているんです、九ページに。

ですから、まさにここでも我が国は plutonium 保有量を減少させるということが明記をされてる。これも原子力委員会として初めて「〇一八九年七月に方針を打ち出されたものなんですね。ですから、委員長、率直にお考えをお聞きしたいんです、本当に。こういう文書まで添付をさ

聞きをしたわけですけれども、なかなかそうおつしやらないんですね。しかし、御自分で、委員会として出されている文書にこういう減少するという文書がついているわけですから、そこは率直に経産大臣とも、こんな木で鼻をくくった答えは何だと、六月九日に出ていますけれども、そこをやり合うぐらいのはつきり言つて重みのある意見聽取だつたと思ひますし、これは回答が来たわけですから、また局面は変わつてるので、こういう回答では納得できません。思ひます。

一方、エネルギー基本計画においては、同時に、「資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本の方針としている。」と明示的に書いてございます。

これに基づきまして、さらにエネルギー基本計画でも書いてござりますけれども、「プルトニウムの回収と利用のバランスを十分に考慮しつつ、プルサーマルの一層の推進や、二〇一六年に新たに導入した再処理等拠出金法の枠組みに基づく国

の関与等によりプルトニウムの適切な管理と利用を行ふ。」と明記されてございまして、これに基づいて整合的に対応してまいりたいと考えてござります。

○藤野委員 六ヶ所がフル稼働すると、年間で六・六トンのブルトニウムが生まれるわけです。

今おっしゃったように、何か消費をフルサーマルでするとおっしゃいますけれども、今四基が再稼働していますけれども、玄海三号、高浜三号、四号、伊方三号のうち、伊方三号は訴訟でとまっていますね。六基が審査中だとおっしゃるんですけども、先ほども指摘がありましたけれども、泊三号は活断層の問題でとまつておりますし、敦賀二号も活断層の問題で合格の見通しが立たない。東海第一は住民合意の問題で見通しが立たない。女川三号は未申請ですし、志賀原発の一号は未申請ということで、計画とおっしゃるんですが、見通しがないとか申請していないとか、そういうものばかりなんですね。

ですから、私はちょっと経産省に最後お聞きしたいんですけども、検討ぐらいすべきじゃないですか、この機会に。六ヶ所のこの審査はまだ続くわけですけれども、核燃サイクル政策について再考する。エネルギー基本計画の改定も始まっていくわけで、政策転換の検討もするつもりはないのか。この点について。

○江渡委員長 村瀬電力・ガス事業部長。  
なお、申合せの時間が経過しておりますので、端的にお答えいただきたいと思います。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

このエネルギー基本計画に明記されてございますが、「核燃料サイクルに関する諸課題は、短期的に解決するものではなく、中長期的な対応を必要とする。また、技術の動向、エネルギー需給、国際情勢等の様々な不確実性に対応する必要があることから、対応の柔軟性を持たせることが重要である」という上で、「高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減、資源の有効利用の観点やコスト、関係自治体の意向等も考慮しつつ、」以上の

こうした要素を総合的に勘案し、「状況の進展に応じて戦略的柔軟性を持たせながら対応を進めます」と書いてございまして、エネルギー基本計画に基づいて、戦略的柔軟性を持たせながら対応を進めます。

○藤野委員 もう終わりますけれども、きょうの問い合わせは、実はアドバイザリー・ボードの皆さんのがおっしゃったように、何か消費をフルサーマルでするとおっしゃいますけれども、今四基が再稼働していますけれども、玄海三号、高浜三号、

四号、伊方三号のうち、伊方三号は訴訟でとまつていますね。六基が審査中だとおっしゃるんですけども、先ほども指摘がありましたけれども、泊三号は活断層の問題でとまつておりますし、敦賀二号も活断層の問題で合格の見通しが立たない。東海第一は住民合意の問題で見通しが立たない。女川三号は未申請ですし、志賀原発の一号は未申請というところで、計画とおっしゃるんですが、見通しがないとか申請していないとか、そういうものばかりなんですね。

○江渡委員長 次に、足立康史君。

きょうは、ほかの委員の方は、何か六ヶ所の話に集中をしていました。今話題になっているから

とあると思いますが、私は大変違和感を感じました。

きょうは、ほかの委員の方は、何か六ヶ所の話に集中をしていました。今話題になっているからとあると思いますが、私は大変違和感を感じました。

よ。

ところが、野党の皆さん、余りここで言うのもあれですが、決議案にも反対、そして共産党に至つては、この後委員長からある談話というか御挨拶にも注文をつける。文句は言うけれども、この日本で、高レベル放射性廃棄物、どこにどうするんですか。（発言する者あり）いや、ちょっとと討論しましよう、討論。

三十年後に、一体幾つの袋を、一千四百万個ある、一千四百万個ある除染廃棄物のうち、三十年後、一体幾つを県外に持つていくんですか。私はもう必要ないと思うんです。いや、必要ないつて、別に福島に押しつけるんじゃないですよ。かわりに処理水を全国にばらまけと言っているんです、私は。

だから、処理水を福島沖に、福島沿岸に押しつけて、それで何か除染廃棄物は県外と言つてい

が本当に直接処分だとおっしゃるのであれば、最終処分場、早くめどをつけてくださいよ。最終処分場を、めどをつけるために働いているのは、与党が何やっているか私はよく知りませんが、維新の会はずっとやっていますよ。きょうも、その最終、要是 放射性廃棄物をどうするかという問題について、根本の根本の問題について質問させていただきたいと思います。

例えは、高レベル放射性廃棄物以前の問題がありますね。福島第一原発事故で、さまざま除染廃棄物が生まれている。これについて、あれは細野豪志大臣ですか、民主党政権が三十年後の県外処分つて決めましたね。ねえ、本多先生。違う。細野大臣ですよ。え、違うの。誰が決めたの。国民党。何か自民党だと言つていてるけれども。あのときは、たしか、私の記憶では、細野大臣が三十年、えつ、違う、細野大臣じゃないの。違つていたらごめん。誰が教えて。しいんとしていますけれども。

除染廃棄物ですよ、除染廃棄物の県外処分、要は県外に持つていいですよ、それ。でも、私は、県外に動かす必要はないと思ってます。なぜか。今、福島県内の、いわゆる除染廃棄物の一千三百万立米が土壤です。そのうち八割はもうあの黒い袋に入っているやつ、一千四百万立米、一千四百万個ぐらいあるわけですね。そのうちの一千三百万立米が土壤です。そのうち八割はもう既に八千ベクレル以下になつてます。再使用しないと言つてはいるんですよ。それから更に技術開発もしていく、また時間がたてば更にベクレルは低下をする。

県外最終処分に向けては、まずは、除去土壤等

の減容、再生利用により、最終処分量を低減することが重要と考えているところでございます。こうした方針につきましては、二〇一一年十一月に閣議決定されました放射性物質汚染対処特別措置法の基本方針等において示されているところでありまして、環境省では、現在、除去土壤等の減容に関する技術開発や、実証事業などの再生利用の推進などを進めているところでございます。

なお、中間貯蔵施設への輸送対象物量は、帰還困難区域から生じるもの除きまして、二〇一九年十月時点で約千四百万立方メートルであります。その九割以上を占める除去土壤のうち、約八割は放射線濃度が一キログラム当たり八千ベクレル以下と推計しているところでございます。

今後とも、二〇一六年に策定しました技術開発戦略及び工程表に沿いまして、具体的な取組を着実に前進させていくつもりでございます。

○足立委員 ゴメンなさい、最初にこれを決めた

る、そういう問題こそ問題なのであって、最終処分場のことを放置したまま再処理も反対という、もう反対のための反対の、きょうの議論はそればかり。規制委員長が経済産業大臣にいろいろ聞くのはいいことじやないですか。そうやつて聞いてください、環境省ですね、森山次長、私は、なぜこんな三十年後にはほとんど、千四百万立米といふのは相当減ると思いますが、いかがですか。さるから表に、こうやつて文書になるわけでしょう。とにかく、いいことばかり政府はやつてているのに野党は反対反対。また言うと票が減るから、もうやめますが。

これ、環境省ですね、森山次長、私は、なぜこうだと言つていますが、じゃ、直接処分のためには皆さんは何をやつてますか。きょう御質問に立つた方々は、じゃ、直接処分をする、高レベル放射性廃棄物の最終処分、まさにこの委員会で、与党の皆さんも、また委員長も大変問題意識を持つて、いろんな取組をされてこらでいる。私はそれは一緒にやつていただきたいと思つてます。それで、野党の皆さん、野党の皆さんは、余りここで言うの